保医第553号 障第317号 平成24年6月13日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 各指定障害者支援施設運営法人代表者 各一般相談支援事業所運営法人代表者 各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 各指定障害児入所施設運営法人代表者

> 岐阜県健康福祉部保健医療課長 岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備について(通知)

県内の障害保健福祉行政の推進について日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成24年4月1日の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、障害者(児)施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届出ることとされたところです。

当該改正に伴い、岐阜県では別添のとおり「岐阜県障害者(児)施設事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」を定めましたのでご確認いただき、各事業者様におかれましては、必要となる体制を整備していただくとともに、要綱に従い当該整備に関する届出をしていただきますようお願い申し上げます。

なお、当該整備及び届出にあたっては、別添の資料をよくご確認のうえ、ご対応くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1 別添資料

(資料1)「岐阜県障害者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」

(資料2)「障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ」

(資料3)「障害者(児)施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について」

2 提出期限平成24年8月31日(金)必着

3 提出先等

精神障がい者関係の事業者 保健医療課精神保健福祉係 青山 宛 身体・知的障がい者、障害児関係の事業者 障害福祉課自立支援係 長屋 宛 持参又は郵送でお願いします。

所属	保健医療課 精神保健福祉係				
	(精神障がい者関係の事業者)				
係長	林	担当	青山		
電話	058-272-1111 内 2545				
FAX	058-278-2624				
E-mail	aoyama-yoshitoyo@pref.gifu.lg.jp				
所属	障害福祉課 自立支援係				
	(身体・知的障がい者・障害児関係の事業者)				
係長	杉下	担当	長 屋		
電話	058-272-1111 内 2616				
FAX	058-278-2643				
E-mail	nagaya-toru@pref.gifu.lg.jp				